各 位

会 社 名 株式会社牧野フライス製作所 代表者名 取締役社長 宮崎 正太郎 (コード番号 6135 東証プライム) 問合せ先 専務取締役管理本部長 永野 敏之 (TEL 046-284-1439)

会社名MM ホールディングス合同会社代表者名代表社員MBK パートナーズ株式会社職務執行者池田 大輔

# MM ホールディングス合同会社による 株式会社牧野フライス製作所株式(証券コード:6135)に対する公開買付けの開始予定 に関するお知らせ

MM ホールディングス合同会社は、2025 年 6 月 3 日、別添の「株式会社牧野フライス製作所株式(証券コード:6135) に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」を公表いたしましたので、お知らせいたします。

以上

本資料は、MM ホールディングス合同会社(公開買付者)が、株式会社牧野フライス製作所(本公開買付けの対象者)に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

# (添付資料)

2025 年 6 月 3 日付「株式会社牧野フライス製作所株式 (証券コード: 6135) に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」

各 位

会 社 名 MM ホールディングス合同会社 代表者名 代表社員 MBK パートナーズ株式会社 職務執行者 池田 大輔

# 株式会社牧野フライス製作所株式(証券コード: 6135) に対する 公開買付けの開始予定に関するお知らせ

MMホールディングス合同会社(以下「公開買付者」といいます。)は、2025年6月3日、株式会社牧野フライス製作所(証券コード:6135、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)プライム市場上場、以下「対象者」といいます。)の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)の全て(ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。)を金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)による公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決定いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

公開買付者は、2023年9月下旬に設立された合同会社(注1)であり、本日現在、MBKパートナーズ株式会社がその持分の全てを保有していますが、本日以降、本公開買付けを開始するまでの間に、MBKパートナーズ株式会社又はその関係会社(以下「MBKパートナーズ」と総称します。)がサービスを提供するファンド(以下「MBKPファンド」といいます。)が、組織変更後の公開買付者の発行済株式の全てを譲り受ける予定です。公開買付者は、本公開買付け及びその後の一連の手続を経て、東京証券取引所プライム市場に上場している対象者株式を取得及び所有することにより、対象者の非公開化(以下「本取引」といいます。)を実施し、対象者の事業を支配及び管理することを主たる目的としております。本日現在、公開買付者、MBKパートナーズ株式会社及びMBKPファンドは対象者株式を所有しておりません。

(注1) 本借入れ(以下に定義します。)に係る融資契約を締結するに当たり必要となることから、公開買付者は、本日以降、本公開買付けを開始するまでの間に、合同会社から株式会社に組織変更することを予定しております。

MBKP ファンドは、MBK パートナーズがサービスを提供するファンドの1つです。MBK パートナーズは、2005 年3月に設立された、日本、中華人民共和国及び大韓民国の東アジア3カ国でのプライベート・エクイティ投資に特化した独立系プライベート・エクイティ・ファームです。グローバルの企業、銀行、金融機関、ファミリー・オフィス、公的年金、財団、政府系ファンド、ファンド・オブ・ファンズなどの機関投資家を主とする投資家の支援を得て、本日現在、約315億米ドルの運用金額を有し、小売/消費財、通信/メディア/テクノロジー、金融サービス及びヘルスケアの分野を中心に大企業から中堅企業までを対象として投資を行っており、投資後においては、投資先企業に対して企業価値の最大化のための経営支援を積極的に行っております。2005年3月の設立以来、東アジア諸国において80件の投資実績を有し、そのうち日本においては弥生株式会社、株式会社コー・エス・ジェイ、株式会社インボイス、株式会社コメダ、TASAKI株式会社(旧田崎真珠株式会社)、株式会社アコーディア・ゴルフ、黒田電気株式会社、オーキッド株式会社(旧ゴディバジャパン株式会社)、株式会社ツクイホールディングス、EPS ホールディングス株式会社、株式会社 SOYOKAZE(旧株式会社ユニマット リタイアメント・コミュニティ)、HITOWA ホールディングス株式会社、株式会社、ジャパンベストレスキューシステム株式会社、アリナミン製薬株式会社及びFICT株式会社等、15社・18件の投資実績があります。投資実行後においては、個社ごとのバリューアップテーマに対して経営陣とともに中長期的に取り組んだ結果、売上高及び収益力の増加を実現しております。

公開買付者は、本日付で、対象者の間で公開買付契約書(以下「本公開買付契約」といいます。本公開買付契約の詳細については、対象者が本日付で公表した「MM ホールディングス合同会社による当社株式に対する公開買付けの開始予定に関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)の「4.本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。)を締結し、本公開買付契約に規定された下記<本公開買付前提条件>に記載の前提条件(以下「本公開買付前提条件」といいます。)が充足されていること(又は公開買付者により放棄されていること)を条件に、本取引の一環として、対象者株式の全て(ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得することを目的とし、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

本公開買付けは、現時点までの検討において、国内外における競争法(現時点までの検討において、中国 及び米国における手続が必要になるほか、オーストラリアにおける手続が必要になる可能性があると考えて おりますが、今後、公開買付者又は対象者の事業又は資産に関する事実関係の更なる確認や関係当局の見解 により、手続の要否の判断に変更が生じる可能性があります。以下同様です。)及び国内外の投資規制法令 (現時点までの検討において、日本、米国、フランス、ドイツ及びイタリアにおいて手続を実施する予定で すが、今後、対象者の事業又は資産に関する事実関係の更なる確認や関係当局の見解により、手続の要否の 判断に変更が生じる可能性があります。以下同様です。)に基づき必要な許認可(以下「本クリアランス」 と総称します。)に係る手続及び対応に一定期間を要することが見込まれることから、本公開買付契約に規 定された本クリアランスの取得が完了していること等の本公開買付前提条件が充足された日(又は公開買付 者により放棄された日)以降、公開買付者及び対象者が別途合意する日に開始することを予定しております (公開買付者としては、本公開買付前提条件が充足(又は公開買付者により放棄)され次第、実務上可能な 範囲で速やかに開始する意向を有しております。)。本日現在、公開買付者は、2025 年 12 月上旬までを目途 に本公開買付けを開始することを目指しておりますが、本クリアランスに係る手続を所管する国内外の当局 における手続等に要する期間を正確に予想することが困難な状況であるため、本公開買付けの日程の詳細に ついては、決定次第速やかにお知らせいたします。なお、本公開買付け開始の見込み時期が変更になった場 合も、速やかにお知らせいたします。

#### <本公開買付前提条件>

本公開買付けは、以下の前提条件の全てが充足された場合(又は公開買付者により放棄された場合)に、開始いたします。

- ① 対象者の取締役会により、(i)本公開買付けの開始予定の公表日時点においては、本公開買付けに賛同し、対象者の株主に対し本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見(以下「本開始前賛同・応募推奨意見」といいます。)、(ii)本公開買付けの開始日の前日時点においては、本公開買付けに賛同する旨の意見(以下「本開始後賛同意見」といい、本開始前賛同・応募推奨意見と総称して「本賛同意見」といいます。)の決議がなされ、本賛同意見が、法令に従って公表されており、かつ、本賛同意見が変更又は撤回されておらず、これと矛盾する内容のいかなる決議も行われていないこと(注2)
- ② 対象者の特別委員会において、対象者の取締役会が、本開始前賛同・応募推奨意見及び本開始後賛同意見に係る決議をすることについて、それぞれ肯定的な内容の答申が行われており、かつ、それぞれの答申内容が変更(変更後の答申が、対象者取締役会が本開始前賛同・応募推奨意見及び本開始後賛同意見をそれぞれ維持することについて肯定的な内容である場合を除きます。)又は撤回されていないこと(注3)
- ③ 本取引の実行に当たり本クリアランスの取得が全て完了し、又は本公開買付けにおける買付け等の期間 (以下「本公開買付期間」といいます。)の末日までに完了することが客観的かつ合理的に見込まれる と公開買付者が客観的かつ合理的に判断していること(注4)
- ④ 法第27条の11第1項但書に定める公開買付けの撤回が認められる事由が生じていないこと(注5)
- ⑤ 対象者から、対象者に係る未公表の重要事実(法第166条第2項に定める業務等に関する重要事実(ただし、同条第4項に従い公表されているものを除きます。))が存在しないこと及び同法第167条第2項に定める公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実(ただし、本公開買付け及び同条第4項に従い公表されているものを除きます。)を認識していないことの確認が得られてい

ること(注5)

- ⑥ 本公開買付契約に基づき対象者が履行又は遵守すべき義務が重要な点において履行又は遵守されている こと(注6)
- ⑦ 本公開買付契約に定める対象者の表明及び保証が、いずれも重要な点において、真実かつ正確であること(注7)
- ⑧ 対象者グループ(注8)の事業、資産、負債、経営成績又は財務状態に重大な悪影響を及ぼす事由又は事象が存在しておらず、またかかる事由又は事象が発生する具体的なおそれがないこと(ただし、(i) 法令等若しくは会計基準の変更(対象者グループの事業と同様の事業を営む他の事業者と比較して対象者グループに不均衡な悪影響を与えない場合に限る。)、(ii) 本公開買付契約において明示的に企図される行為を行った結果、又は(iii) 公開買付者による本公開買付契約に定める義務の違反若しくは公開買付者が書面により同意した事項に起因する事象若しくは事由は除く。)
  - (注2) 上記前提条件①について、対象者プレスリリースによれば、対象者は、2025 年6月3日開催の取締役会において、同日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。以上のことから、2025 年6月3日時点においては、上記前提条件①のうち、本公開買付けの開始予定の公表時における本賛同意見の決議に関しては充足されております。また、本日現在、公開買付者は、対象者の株主に対し本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見の決議を本公開買付けの開始日の前日時点において対象者が実施することのできない具体的な事情は認識しておりません。
  - (注3) 上記前提条件②について、対象者プレスリリースによれば、2025 年6月3日開催の対象者の特別 委員会において、対象者の取締役会が、本取引への賛同の意見を表明するとともに、対象者の株 主が本公開買付けに応募することを推奨することについて肯定的な内容の答申が行われていると のことです。以上のことから、2025 年6月3日時点においては、上記前提条件②は充足されてお ります。
  - (注4) 上記前提条件③について、公開買付者は、本日現在、これらの本クリアランスについて、弁護士のアドバイスに基づき、本公開買付期間の開始までに完了することができるよう必要な対応を進めており、現状及び今後の見通しは下表のとおりです。

なお、公開買付者は、下表の本クリアランスのうち、中国及び米国の競争法については、手続を実施するに当たって本公開買付けの実施が公表されている必要があること、及び、下表の各地域における競争法及び投資規制法令の手続に一定の期間を要し、また、これらの手続に要する期間を正確に予想することは困難であることを勘案した結果、本日時点で公開買付開始公告に先立ち公開買付けを実施する予定を公表するものです。

# <本クリアランスの現状及び取得の見通し>

地域	根拠法令	現状	手続の完了時期の見込み
中国	中華人民共和国独占禁 止法 (競争法)	本日以降、2025 年8月上旬までの間に 届出予定	2025 年 10 月上旬頃まで (予定)
米国	1976 年ハート・スコット・ロディノ ( Hart Scott Rodino)反トラスト 改善法(競争法)	本日以降、2025 年8月上旬までの間に 届出予定	2025 年 10 月上旬頃まで (予定)

地域	根拠法令	現状	手続の完了時期の見込み
オーストラリア	2010 年競争・消費者 法 (Competition and Consumer Act 2010) (競争法)	本日以降、2025 年7月上旬までの間に 届出予定 (本公開買付けの決済開始日が2026 年 1月1日以降となる場合には手続が必要となり、現時点ではその可能性も否定できないところ、現時点で任意届出を実施することができることから当該届出を実施する予定とのことです。)	2025 年9月上頃まで (予 定)
日本	外国為替及び外国貿易 法(投資規制法令)	本日以降、2025 年8月下旬までの間に 届出予定	2025 年 10 月上旬頃まで (予定)
米国	対米外国投資委員会( CFIUS)規制(投資規 制法令)	本日以降、2025 年7月中旬までの間に 届出予定	2025 年 12 月上旬頃まで (予定)
フランス	フランス通貨金融法典 (投資規制法令)	本日以降、2025 年7月中旬までの間に 届出予定	2025 年 9 月下旬頃まで (予定)
ドイツ	ドイツ対外経済法施行 令(投資規制法令)	本日以降、2025 年7月上旬までの間に 届出予定	2025 年 9 月上旬頃まで (予定)
イタリア	イタリア法令 2012 年 第 21 号ゴールデンパ ワー法 (投資規制法 令)	本日以降、2025 年6月下旬までの間に 届出予定	2025 年 8 月上旬頃まで (予定)

- (注5) 公開買付者は、本日現在、上記前提条件④及び⑤に該当する事由が生じていることを認識しておりません。
- (注6) 本公開買付契約に基づく対象者の義務の内容については、対象者プレスリリースの「4. 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。
- (注7) 本公開買付契約に基づく対象者の表明及び保証の内容については、対象者プレスリリースの「4. 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。
- (注8)「対象者グループ」とは、対象者及び対象者の子会社を総称していいます。

公開買付者は、本公開買付けを含む本取引に要する資金を、シニアレンダーである株式会社三菱UFJ銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社横浜銀行及び株式会社あおぞら銀行(以下「シニアレンダー」といいます。)並びにメザニンレンダーである株式会社みずほ銀行及び MCP メザニン株式会社(以下「メザニンレンダー」といいます。)からの借入れ(以下「本借入れ」といいます。)並びに MBKP ファンドからの出資(以下「本出資」といいます。)により賄うことを予定しており、本公開買付けの成立等を条件として、本公開買付けに係る決済の開始日の、遅くとも2営業日前までに本出資を受け、前営業日までに本借入れを受けることを予定しております。本借入れに関しては、シニアレンダーから合計で129,980 百万円を上限として融資を行う用意がある旨のコミットメントレターを、メザニンレンダーから合計で12,998 百万円を上限として融資を行う用意がある旨のコミットメントレターを、それぞれ2025年4月21日付で取得しており、また、MBK Partners Fund VI, L.P.から1,610億円の公開買付者に対する直接又は間接のエクイティ・ファイナンスについての意向を証する書面(Equity Commitment Letter)を本日付で取得しているため、本公開買付けの買付代金に必要となる決済資金の準備も完了しております。

本公開買付けの概要は、以下のとおりです。

- (1)対象者の名称 株式会社牧野フライス製作所
- (2) 買付け等を行う株券等の種類 普通株式

### (3) 買付け等の期間

本公開買付けについては、本公開買付前提条件が充足された日(又は公開買付者により放棄された日)以降、公開買付者及び対象者が別途合意する日に開始することを予定しており、本日現在、公開買付者は2025年12月上旬頃までを目途に本公開買付けを開始することを目指しておりますが、本クリアランスに係る手続を所管する国内外の当局における手続等に要する期間を正確に予想することが困難な状況であるため、本公開買付けのスケジュールの詳細については、決定次第速やかにお知らせいたします。なお、本公開買付期間は20営業日とする予定です(注9)。

(注9) 米国証券法上の公開買付期間の最低必要日数である、米国における 20 営業日が確保される 公開買付期間とする予定であるため、公開買付期間を 20 営業日を超える日数とする可能性があります。

## (4) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金11,751円(注10)

(注 10) 本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付 価格」といいます。)は、対象者が本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金 の配当(2026年3月期に係る中間配当を含みます。)又は取得日とする自己株式の取得を行わ ないことを前提としております。対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けの開始 日の前営業日までに、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当を行 うことを決定した場合、又は上記配当を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを 決定した場合には、当該配当における1株当たりの配当額を上記金額から控除する可能性が あります。また、対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けの開始日の前営業日ま でに、本公開買付けに係る決済の開始日前を取得日とする自己株式の取得を行うことを決定 した場合、又は上記自己株式の取得を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決 定した場合には、当該自己株式の取得の対価の総額を対象者の発行済株式総数(対象者が所 有する自己株式数を除きます。)で除した金額を上記金額から控除する可能性があります。な お、上記の事由に基づいて本公開買付価格の修正を行う必要がある場合、公開買付者は、本 公開買付けの開始時点までに当該修正を行います。なお、2025 年6月に開催が予定されてい る対象者の定時株主総会における剰余金の配当(以下「本期末配当」といいます。)に関して は、当該定時株主総会において、本日時点で想定されている1株当たりの本期末配当の額で ある 100 円を上回る本期末配当に関する決議が承認された場合に限り、上記の事由に基づいて 本公開買付けの開始前までに本公開買付価格の修正を行う可能性があります。

#### (5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
23, 388, 434 株	15, 592, 300 株	—株

(注 11)「買付予定数の下限」は、対象者が 2025 年 4 月 30 日に公表した「2025 年 3 月期 決算短信 [日本基準](連結)」に記載された 2025 年 3 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数 (24,893,841 株)から、同日現在対象者が所有する自己株式数 (1,505,407 株)を控除した株式数 (23,388,434 株、以下「本基準株式数」といいます。)に係る議決権の数 (233,884 個)に 3 分の 2 を乗じた数 (155,923 個、小数点以下を切り上げております。)に対象者の単元株式数 (100 株)を乗じた株式数 (15,592,300 株)です。これは、公開買付者は、本取引において、対象者株式を非公開化することを目的としており、対象者の株主を公開買付者のみとするための一連の手続(以下「本スクイーズアウト手続」といいます。)を実施することを予定しておりますが、本スクイーズアウト手続として対象者株式の株式併合の手続を実施する際には、会社法(平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第 309 条第 2 項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることを踏まえ、本スクイーズアウト手続を確実に遂行すべく、本公開買付け後に公開買付者が対象者の総株主の議決権数の 3 分の 2 以上を所有することとなるように設定したものです。

- (注 12) 本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の数の合計が買付予定数の下限(15,592,300 株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(15,592,300 株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注13) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注 14) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者株式の最大数である本基準株式数 (23,388,434 株)を記載しております。
- (注 15) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注 16) 上記の「買付予定数」及び「買付予定数の下限」は、2025年3月31日時点の情報に依拠する 暫定的な数であり、同時点以後の対象者の発行済株式総数及び対象者が所有する自己株式数 の変動等により、本公開買付けにおける実際の「買付予定数」及び「買付予定数の下限」が 上記の数字と異なる可能性があります。また、本公開買付けの開始前に、本公開買付けの開 始時点において入手可能な最新の情報を踏まえ、最終的な「買付予定数」及び「買付予定数 の下限」を決定する予定です。

### (6) 決済の開始日

決済の開始日については、本公開買付けの日程等の詳細が決定次第速やかにお知らせいたします。

# (7) 公開買付代理人

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

その他、本公開買付けの詳細は、対象者が 2025 年 6 月 3 日に公表した「MM ホールディングス合同会社による当社株式に対する公開買付けの開始予定に関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(対象者プレスリリース)を、ご参照ください。

以上

#### 【勧誘規制】

本発表資料は、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、ご自身の判断で申込みを行ってください。本発表資料は、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、本発表資料(もしくはその一部)又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

#### 【米国規制】

本公開買付けは、法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)(その後の改正を含みます。以下「米国 1934 年証券取引所法」といいます。)第 13 条 (e) 項又は第 14 条 (d) 項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本発表資料に含まれる全ての財務情報は、日本の会計基準に基づいて作成されており、米国の会計基準に基づくものでなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報の内容と同等とは限りません。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人又はその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人又はその役員に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

本発表資料中の記載には、米国 1933 年証券法(Securities Act of 1933)(その後の改正を含みます。)第 27 A条及び米国 1934 年証券取引所法第 21 E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者、対象者又はそれらの関連者(affiliate。以下同様)は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを保証するものではありません。本発表資料中の「将来に関する記述」は、本発表資料の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者又はそれらの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

公開買付者、公開買付者(その関連者を含みます)及び対象者の各フィナンシャル・アドバイザー、並びに公開買付代理人(それらの関連者を含みます)は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制その他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14e-5条(b)項の要件に従い、本公開買付けの開始前、又は本公開買付期間中に、対象者の普通株式を自己又は顧客の勘定で取得する若しくはそのような取得に関連する行為を行う可能性があります。その場合、市場取引によって市場価格で売買される場合や、市場外の交渉で決まった価格で売買される場合があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者のウェブサイトにおいても(又はその他の開示方法をもって米国でも)英文で開示が行われます。